

令和4年第5回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月16日（金曜日）

10時00分開議

11時25分閉会

出席議員（10名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
9番	藤崎源彦	10番	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画課長	古味仁志	税務課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	保健福祉課長	谷脇昭仁
産業建設課長	荒木紀和	会計管理者兼出納室長	片岡博
教育次長	井上健一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀住民福祉課長	大野真智
池川地域振興課長	大原成彦	代表監査委員	吉岡國弘

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	安井都
--------	------	----	-----

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

それでは、これより議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第18号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第18号の質疑を終結します。

認定第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第1号の質疑を終結します。

認定第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第2号の質疑を終結します。

認定第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第3号の質疑を終結します。

認定第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第4号の質疑を終結します。

認定第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第5号の質疑を終結します。

認定第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第6号の質疑を終結します。

認定第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第7号の質疑を終結します。

認定第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第8号の質疑を終結します。

議案第45号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 協働の森という制度についてちょっと詳しく説明をお願いします。どういうことをするのかとか、お願いします。

○議長 執行部、答弁。荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 藤原議員のご質問にお答えします。

森林は、もともとご存じのとおり、二酸化炭素を吸収するであるとか、水源を守るといった力を持っています。しかしながら、多くの森林については、木材価格の低迷や林業の就業者の減少などによって手入れが行き届かなくなっており、そういった機能が果たせなくなっております。

高知県におきましては、平成17年度からそういった二酸化炭素を削減するというようなことに積極的に関心のある企業さんにお声かけをして、地域の森林を守っていくという取組を始めております。その一環でパートナーズ協定というのを結んでおりまして、具体的には、企業さんに提供していただいたお金を基に森林の整備を行います。間伐とかですね。

それから、企業さんの社員さんであるとか、そういったところとの都市と地域との交流ということも中にございまして、森林新人研修とかも、以前から川崎重工業さんとかの部分を受入れをさせていただいたりしております。そういったことで森林整備と、それから、そういった都市と地方との交流ということを中心に行っている事業でございます。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありますか。片岡智準君。

○6番 この西尾レントオール、難しい言い方ですが、この協働の森の主体とか、具体的なことが何一つ、この仁淀川町過疎地域持続的発展計画の中にも、どこの場所でどのようなことをするのか、そういったことは一切、この資料の中で記載されておられません。全く架空の話を、先ほど産建課長から説明があった、二酸化炭素を吸収して、きれいな空気を浄化するという、そういった計画については、これまでから再三耳にしておりますので、よく分かるんですけども、そしたら、事業主体をどこに置いて、そしたら具体的にどこで

やるのか、そういった計画が、この頂いた資料の中では、どこにも出てきておりません。そういったことをいまいし具体的に言うていただかなければ、この条例ができるわというても、その条例にそのものが、一体どこを対象にこの条例をつくっているのか、そういったものが全く見えてきません。

確かに、450万か何がしの浄財を頂いて、人の金でやるみたいなことなんですけども、この今年の年度予算の中でいうたら、170万ぐらいは町のお金も使っております。そういったことが具体的に何一つ示されんとこの条例をつくられても、こっちも賛否の言いようがありませんので、そこら辺りの説明をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○議長 執行部、荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 片岡議員のご質問にお答えします。

具体的に言いますと、以前から行っておりました川崎重工業さんの場合におきましては、長者地域ということで、そこで町有林ということの場において、間伐等を行ってまいっております。

新たに協定を結びました、まず西尾レントオールさんにつきましては坂本地区、具体にはツボイ地域になりますけれども、その町有林約50ヘクタールを対象として、ブルーの森ということで同じような取組をすることになっております。こちらのほうにつきましては3年間の協定になっておりまして、300万ずつ3年間頂けるということになっております。そのお金を財源にして、そういった間伐等を行っていくということになります。

それから、和建設さんにつきましては、長坂地区にあります町有林約34ヘクタールを対象として実施を行っていきます。こちらのほうにつきましては、3年間で250万円頂きまして、それを財源として管理を行っていくということになります。

この金額については、各企業さんの申出金額に応じてやるということが1点と、それから、3か年の事業ということになりますので、3年過ぎたらどうするかということになりますと、また企業さんのほうが引き続いてやっていただけるということでありましたら、続いてまた3年間ということで、繰り返してやっていくというふうな流れとなっております。

○議長 ほかに。片岡智準議員。

○6番 2回目の質問をさせていただきますが、長坂の町有林、たしか私の知っている範囲なんですけど、私はかなり山を回っているところを見てきておりますが、長坂はたしか明神林業さんがもう既にかかなり間伐をしたような記憶があります。そして、池川の

坂本のツボイの地域は、これはたしか今度、もう既に着手して、産業道を引いておりますけども、片岡林業さんが行って間伐をしております。

それから、長者地域の町有林について、私はまだちょっと、どこがやってたかは知りませんが、といたしますのは、この西尾レントオールにしても、和さんにしても、これ、主体的なものがどこにもないので、そして実際は町内の林業者が皆やっているような場所をまたやるようなことになるんですよ、これ。私、既に行って見てましたら、かなりの地域が既に間伐されておったりしてますので、そこら辺り、いわゆる主体が一つも見えてこないんですよ、西尾さんも和さんも。どこで、場所的には分かりました。今、長坂やら、それから坂本のツボイのあそこということは分かったんですけど、その肝腎な和さんも川崎重工の云々やいうのも、どこに拠点を置いて、どのようにやっていくのか、そういうのが一切見えてこないんですよ。どこにもありません、それは。というのは、既に町内にある林業者を中心に、そして、その林業者にやらして、そして見てみたい、そんなことになるのかなという印象を受けます。この主体をどこへ持ってきてやるのか、いわゆる企業母体ですよ、それが一切見えてきませんので、そこら辺りの説明をいま一度お願いします。

○議長 荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 町のほうから林業事業者さんのほうに委託をして、管理をしていただくようになります。川崎さんのほうにつきましては、仁淀川森林組合さんのほうに委託してやっております。それ以外については、これからということにはなりますけれども、やはり今、議員のほうが発言されたような、地元既に入っている事業者さんのほうにお願いするようになるかとは思っております。

以上です。

○議長 若藤君。

○8番 第3条にある「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」となっておりますが、この「その他最も確実かつ有利な方法」、これがあれば具体的に教えていただきたいと思います。

○議長 片岡出納室長。

○片岡会計管理者兼出納室長 若藤議員の質問にお答えさせていただきます。

預金その他最も確実かつ有利な方法ということですが、具体的に言いますと、定期預金で運用したいと考えております。

以上です。

○議長 ほかに。岡田良成君。

○1番 先ほどの片岡議員の関連ですけども、今、話を聞いてみましたら、西尾レントオール、あるいは和にしても、親会社があって、仁淀川町の林産組合の企業に委託をする、いわゆる下請をする、こういうことですね。今、その補助金の何か、西尾さんの場合は300万もらえるとということはありませんけども、裏を返したら、間伐をするのにどれぐらいの金がかかるだろう。親会社がおる、地元の業者は下請をする、本来なら地元の業者を直請けするほうが、企業にすれば、やりやすい状況になりゃあせんかなど。今の話については、いわゆる西尾レントオール、あるいは和にしても、一応あんたがやれやと、下請は地元ですよと、こういうふうな話に聞こえるんですけども、なぜ林産組合という、地元の林業を育成せないかん、企業があるにもかかわらず、こういう方の名前が出てくるのか、ご答弁を願いたい。

○議長 執行部、答弁。古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の質問にお答えします。

町有林であるため、本来なら間伐期を迎えておるようなところを選定しております。本来なら町のほうがお金を出して間伐をしていただくというような流れになるんですけど、それに対して、企業さんから協賛を頂いて、その協賛金を基に間伐を進めていく、また、その企業さんの従業員等と交流も深めていくと、そういった事業でありますので、理解をお願いしたいと思います。

○議長 岡田良成君。

○1番 今、企業のほうから協賛を頂けると。あるいは間伐したときに、企業の協賛金だけでは事業はできないと思うんですよ。これは町がまた補助を、町有林ということで補助を出していると思うんです。だから、理屈上考えたら、都会の交流もあるという、それから川崎重工の問題もありました。私は今、せっかく地元の業者が何とかして林業の育成をせないかんというようなことのある中で、いわゆる親会社がおって、地元の業者に下請をする。じゃあ今、補助金で全部間伐してくれ、できないでしょう。また町が補助を出さないかんでしょう。町有財産を今、親会社の方々が全面的に間伐ができるんじゃないかと、協働の森にうちのほうからも補助が行っと思うんですよ、今までも。行ってなきやいいですよ。だから仕組みは、私は本来なら、地元の業者を育成するためにどうするかという、いわゆる普通から考えたら、親会社がおって、地元の業者が下請する、しかし町有の協働

の森については、その会社から補助金をもらった金額でできないです。町から補助を出してやらないかんですわ。その仕組みをもう少し考えていただいて、地元の業者を育成するということを考えたときにどうあるべきかという、納得のいく説明をお願いしたい。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の質問にお答えします。

イメージとしては、例えばそのエリアを間伐するのに本来なら1,000万かかるというところを、そういった企業さんの協賛金、今回の場合は300万とかいろいろありますが、300万円を頂いて700万で実施をしていくというようなことで、特に地元の業者に何か、足を引っ張るではないですけど、不利益を被るような事業ではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 岡田良成君。

○1番 今、私が山について、そんなこと分かってます。今まで町有林を間伐して、前回もお話を申し上げました。坂本でも今、その事業から入っているお金は僅かなものであります、町有林間伐の。だから、これは課長と思いますけど、やっぱりもうちょっと現地を見て、現場を見て、これからの事業を考えてもらいたい。いわゆるデスクじゃなくて、現場に行って、どういう状況でやっているか、今、この対岸を見ておりますけども、必ずしも答えとして、個人企業にしたら、分かりにくい方法がある。だから現場を見ていただきたい。現場を見て、実情を見て判断をしてもらいたい。今言う間伐について、どれだけ補助金を出して、300万収入があって、普通の一般の方がそれだけの林業をやって、どれだけ利益が出るかを私は注視をしてみたいと思いますので、今後ともそういうようなことで現場を見てやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長 ちょっと休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部、答弁。荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 この事業で頂いておりますお金、企業によって金額は違うわけですが、確かにおっしゃるとおり指定した全域を間伐ということはなかなか難しいということになりますので、その頂いたお金の範囲内で毎年やっていくというふうなイメージ

になっております。

また、議員のおっしゃった現状を見て勉強するということにつきましては、これからやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 若藤敏久君。

○8番 (録音漏れ)

○議長 執行部、答弁。竹本副町長。

○副町長 若藤議員のご質問にお答えをいたします。

この預金その他最も確実かつ有利な方法というものの中には国債の運用とかいうものも含まれておりまして、基金によっては、長期間基金を保有する場合がありますようなときにはそういった方法も取るということで、こういう書き方をさせていただいております。

ただ、今の森林整備基金については、先ほどから申していますように、寄附金を頂いて少しずつ使っていきますので、あまり長期間の基金にはならないので、そういった国債という運用まではいきませんけれども、この場合は期間が短いので、定期預金が一番有利な方法じゃないかというようなことで、今、会計管理者のほうが答弁をしたということだと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

○6番 3問目で、これを最後にさせてもらいますけども。

○議長 3回目ですか。片岡智準君。

○6番 3回目、聞かせてもらいますけど、といいますのは、私がこれをしつこく言うのは、これ、平たく言えば西尾さんや和さんが企業イメージアップのために、SDGsのための、いわゆる金をあげるし、山をきれいにして、森を再生して、いわゆる防災対策をされたらというようなのが、簡単な話じゃないかなというふうに思うんですよ。ただ、そして、頂いただけの金で対応するんやったらええんですけども、平成4年度のいわゆる38ページの農林水産業の協働の森整備費というので、委託料150万円計上しています。これはそしたら、今年度だけの話で、次年度からはこういった委託料というのは払わないのかどうか。

といいますのは、それと先ほど産建課長から何がありました、森林組合にも委託するような話をされました。森林組合は今、間伐なんかしておりません。ほんで、植林をしようかなと思うたら、結局は植林もあまり、さほどしてないようなので、私、せんだって、去年の暮れぐらいに、私の自分の土地なんですけども、間伐した後へケヤキ、わざわざ但

馬から取り寄せて植えました。これも頼んだのは森林組合です。森林組合で取り寄せていただいて、いわゆる植林というのか、植栽というのか、ケヤキの木が実にええということを知りましたので、100年、200年先の話ですが、空き地にしておくのもどうかと、このSDGsの関係もあるので、私はケヤキを植えました。そして、結果的には森林組合は、取り寄せていただいたけども、植えたりはしないということでしたので、結局私は自分で植えたわけなんですけども、そういう森林組合は、今は間伐もしてませんし、実際こういう植栽というんですか、植林とは言わんと思うんですけども、そういう活動もしてありませんと言われましたので、そこら辺りがあるので、この何か話がもう一つ全然見えてこないみたいなことで質問をさせてもらっております。

以上です。

○議長 執行部、答弁。荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 まず1点目の、今、補正予算のほうに出させていただいている150万につきましては、ツボイ地区に想定する新たな協働の森の中にもともと作業道がありました。それがかなり傷んでいるということで、その補修を目的に組ませていただいている金額になっております。

それから、3年度決算書の89ページになりますけれども、そのところに協働の森整備費ということで、委託料を99万8,800円ということで支出しています。これの分につきましては、森林組合さんのほうに委託料として支出させていただいております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第45号の質疑を終結します。

議案第46号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第46号の質疑を終結します。

議案第47号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 ふれあい公園のキャンプ場設置の件ですけども、この条例ですが、指定管理制にして料金を頂くということについては大賛成であります。ただ、この条例を見ただけでは、キャンプ場の形、具体的に言えば区割り、どういう形でお金を頂いていくのかが見えてきません。利用料金は1平米100円以内ということになってはいますが、例えば普通乗用車、

1台止めると約10平米、最低要ります。そういうことから、どういう計画をされておるのかなど。テントサイトはどんなふうに計画しているのかなということと、それと、ここは夏場はアユ釣りのポイントです。それで多数の釣り人が毎日訪れて、上の駐車場へ車を止めれんということで、川にも近いということで、下のこのキャンプ場予定地へたくさん車を止めて毎日釣りをしてしています。このキャンパーと、キャンプ客と、アユ釣りをする釣り人とのすみ分け、例えて言えば、アユ釣りの人からも車1台分、10平米分の料金をもらうかどうか、そこの辺も含めて説明をお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。大原池川地域振興課長。

○大原池川地域振興課長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

キャンプ場の料金については、指定管理者がもし決まれば、その平米100円内でいくりにするかというのは決めていきたいと思います。

それとキャンプにしても、デイキャンプ、昼間だけキャンプする方、もしくはあそこで焼肉をしたいという方も出てくるんじゃないかという話も課のほうでもしていました。一応、釣り客、アユの解禁になれば、多分朝の5時ぐらいから来る人は来るんじゃないかと、そのときはどうするかという話も、指定管理者が決まれば、受付時間等の関係もありますので、決めていきたいとは思っています。

それで、釣り客の料金についても一応、取ったほうがいいんじゃないかという話はしていました。それで、一応予約制として電話を頂いて、それで来る時間が分かれば、それで受付をするという方法になるかと思っています。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 今の答弁を聞いたら、今の段階では具体的な内容が全くなしということだろうと思うんです。ほんで、言われるように指定管理者と相談をして運営をしていかにゃいかんのは当然。けども、その相談する前に、町として、本当の持ち主として、ここをこのように使いたい、どうやろうという内容を示した上で管理者と相談しないと、ゼロから始めたのでは間に合わんのじゃないです。そこを私は言いゆうんですよ。そこはちょっとおかしい。やっぱり図面があるわけやき、ここはこうします、こうしますということを書いて、車の駐車スペースはここですよということをちゃんと書いて、管理者と相談をする、そのようにすべきやというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長 大原池川地域振興課長。

○大原池川地域振興課長　うちの地域振興課としましては、一応ガードパイプが現在川のほうにありまして、それが橋のほうが3mピッチであるんですけど、要は今、キャンプと言われても、1人キャンプ、2人から4人キャンプ、6人以上と、それによってテント、タープ、いろいろと広さがあるので、一応その3mピッチで区分けして受付をしたほうがいろんなキャンパーに対応できるんじゃないかという考えは一応持っています。それで指定管理者がもし決まれば、それで話をしていって、それではちょっと管理ができないという話になれば、5mの6m角とか、5mの12m角とか決めて、一応車もそこへ置くような形にしたほうが、上の駐車場もそれほどいっぱい置きませんので、できればテントの横へ駐車場も車が止められる状態にしたいと思っております。

以上です。

○議長　竹本文直君。

○7番　そんな悠長なことをしよったんでは、来年のシーズンに間に合わんと思いますよ。ほんで、4月に指定管理が多分出てくるんだと思う、来年の4月から出てくるんだと思うけど、その時点でこういう形でいきますよというものが無いといかんと思う。

ほんで、やっぱりいろんな案があるのは分かります。ほんで、いろんな使い方もあります。ほんで、どれがベストかというのも分からんと思います。ただ、そういうキャンプ場の先進地へ行って、どのような形でつくっているかというのも勉強してきて、計画をかちとつくった上で指定管理者の選定をお願いしたいということで、この質問は終わります。

○議長　執行部、答弁。古味町長。

○町長　竹本議員の再質問にお答えします。

計画というか、順調にいけば12月議会で指定管理者を決定をしていただきたいと思いません。その12月議会で決定したら、その業者と打合せとか、そういったことを密にして、今後計画を立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長　ほかに質疑はありませんか。若藤敏久君。

○8番　町長、関連を言うときますけど、今、答弁を聞きよったら、指定管理者が決まってからもろもろ詳細を決めていくというんじゃないし、竹本議員も言われたけど、大体これこれこれこれこういう仕事を指定管理に任すということで、町として最初に道筋をはっきり決めておくべきじゃないんですか、それ。今後において、キャンプ場の設置に

しても何でもそうやけど、そうじゃないと、そりゃあそういう、そこまではできん、ここまではできんというようなことに、管理者と話になってもいかなので、そこは最初に町として、はっきり道を示してから指定管理をするようにしたらいいんじゃないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 仕様書のほうで、どこを管理していくというのはいちど込みはしますけれど、今、現時点で除草であるとかトイレの清掃、それから浄化槽の関係であるとか、そういったところで、現在除草のほうはこれぐらいかかっておる、この指定管理をするところの現在の金額よりも抑えるような形でやっていきたいという考えもありますので、一応、どういったところを管理していくかというのは現在あります。それを決めた業者とまた密に話していくというような流れになります。

まず、こんなことはないと思うんですけど、例えば指定管理に手を挙げる業者が3件、4件と出てきた場合、先に話しておくというのも都合が悪いことになりますので、業者を選定してから、密な打合せをしていきたいと思えます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。これで議案第47号の質疑を終結します。

議案第48号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第48号の質疑を終結します。

議案第49号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。野村安夫君。

○4番 これは一般会計補正予算とはあまり関係ありません。国葬の件でございます。国費の件でございますけど、町長にお伺いしたいと思います。

何日か前に、高知新聞のアンケート調査みたいなもので反対の意向を示していたと思います。仁淀川町、大豊町、土佐清水、もう1つあったと思いますが、反対の意向を示していたと思います。この件に関して、仁淀川町住民に対し、反対の理由と町としての対応はどうするのかお伺いいたします。

○議長 執行部、答弁。古味町長、答弁。

○町長 野村議員の質問にお答えします。

私が反対した理由というのは、モリカケ問題であるとか、桜を見る会であるとか、そう

いった解決されてない問題があったということ、そして、一般世論からも反対が多いというような意味から反対という表示を、意思を伝えました。

そして、あと町民、そして役場職員に黙禱であるとか、そういったことは全く求めるつもりはございません。そして、黙禱も求めるつもりはございませんので、申し伝えます。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。野村安夫議員。

○4番 そして、役場内で国旗掲揚などやるんですか。そして副町長、この件に関して、何かあればお願いいたします。

○議長 竹本副町長、答弁。

○副町長 半旗につきましては一応掲揚するという、今、予定にしております。私も町長と同じ意見でございまして、町長のほうから後日、そのアンケート結果についてお聞きをして、同じ思いであるというようなことを感じたところでございます。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第49号の質疑を終結します。

議案第50号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野直孝君。

○5番 国民健康保険特別会計補正予算についてお伺いします。

ご存じのように、国民健康保険につきましては、高知県下で一斉に猶予期間を置きまして統一されるということになりまして、仁淀川町においては値上げがされると、簡単に言えばそういうことになっております。これまで仁淀川町が抑えられておられた理由、非常に安いお値段で税金が安かったという理由、それから、これから統一された場合、徴収率について、今までは徴収率が上がれば交付税があつて安くなるということで皆さん、徴税課の皆さんが頑張つて徴収されておられたと思うんですが、これが統一されて、やってもやらいでも変わらんというようなことになるのかどうか。結局、それがやってもやらいでも同じということになれば、徴税の努力もされなくなるのではないかということになりますと、払っている者がばかしくなると、やめれるもんならやめたくなるということにはなりはしないか。そういったことについても若干心配をしております。今まで仁淀川町、成績がよかっただけに、この点についてやっぱり一番心配されるところです。その点について、どのように思われるかお聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 国保については今年度から均等割とか平等割等の見直しにより、若干値上がりをしております。それで、今まで安く抑えられておった原因というのは、基金を投入したり、そういったことをして安く抑えておったというところもあります。それで、昔は徴収率がすごく高かったら特別徴収交付税というのがもらえた時期がありましたが、今現在はないと思います。昔は徴収率がよかったら、ぼんと2,000万とかいうような金額を頂いたような時期がありますが、今現在はそういったものはありませんが、引き続き徴収のほうには力を入れていって、100%を目指していきたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第50号の質疑を終結します。

議案第51号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第51号の質疑を終結します。

議案第52号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第52号の質疑を終結します。

議案第53号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第53号の質疑を終結します。

議案第54号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第54号の質疑を終結します。

議案第55号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終結します。

議案第56号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終結します。

議案第57号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終結します。

議案第58号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 この計画の変更の中で、産業の振興の9で、観光またはレクリエーションで追加された事業は評価しますが、具体的な説明を、この中身について、言える範囲で言ってほしいということと、それから、再生可能エネルギーの利用推進の1番、(1)で、現状と問題点について、EVに対する問題点が指摘されたことは評価をします。その対策の中で、EVに対する対策はかなり出ているんですが、地球温暖化対策に寄与する事業に補助金を出すとありますが、これ、個人住宅の、例えば太陽光パネルを個人で設置する場合の補助金についてはどのように考えておるか、お聞きしたいと思います。

○議長 執行部の答弁。古味企画課長。

○古味企画課長 竹本議員のご質問にお答えします。

まず、企画課で事業として盛り込まれているところでございますが、キャンプ場整備、これはこの4月にも発生したキャンプ場に対する落石、それは6月で補正させていただいたんですが、それに対して財源がないということで、この計画を入れて起債対応で、過疎債の対応でさせていただきたい、また、今後もそのようなことが発生したときに、この過疎債が活用できることも見込んで、企画課としてはこの間、キャンプ場整備事業の一部に計画として考えております。

以上でございます。

○議長 神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長。

○神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

事業内容のアクティビティ施設整備事業につきましては、岩屋川のほうでちょっと個人の事業者が計画しておりますので、そのことを今書いております。

以上です。

○議長 再生可は。竹本副町長。

○副町長 ただいまのご質問の駐車場の整備でございますけれども、現在なかなか、いろいろ観光関連、また、町内全域にわたって駐車場不足とも言われております。そういった中で現在、池川の下土居のほうに駐車場の整備を計画しております、そちらにつきまし

でも、過疎債利用ができるならしていきたいということで、こちらのほうに駐車場整備の項目を入れさせていただいているというところです。

○議長 太陽光の問題、個人に対して。古味町長。

○町長 竹本議員の質問にお答えします。

太陽光のほうにつきましては、現在、個人宅への補助制度はございません。今後、公の施設等に太陽光を設置して自家消費するようなモデル事業をやっていきたいと考えております。

○議長 竹本文直君。

○7番 この間の全員協議会の中でも、今、町長から聞いたような答弁、内容をお聞きしましたけども、災害時、それから今のエネルギーの料金の高騰、特に電気代、結構上がっています。ほんで、地形的に太陽光発電を設置してもメリットが少ないというようなところもありますけど、可能なところへ、やっぱり個人の方が設置をしたいというときに少しでも補助金があれば、そういう自然エネルギーの増加にもつながっていくというふうに思います。

ほんで、この間ちょっと県の資料を調べたんですけど、残念ながらあまり多くの町村はやってません。全部で13市町村。補助金の額については、その町村それぞれ違いますけど、一番大きいのは栲原町。電力1kW当たりの上限が20万、これはびっくりするほどの補助金です。栲原の場合は、これは特殊やと思うんですけど、1kW当たり5万円とか3万円とか10万円とかいうところがあります。

やっぱりこうやって各個人が、もし大きな災害が来て電力が断たれた場合、そして普段でも、自家消費をするということを考えたときには、かなりの電気料の節約になるんじゃないかなと思いますので、これ、国のほうの、それから県も含めて、助成金も当然ありますので、計画の中へこれも盛り込んでいただきたいなというふうに思うわけです。その点をよろしくお願いします。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えします。

太陽光の補助、これについては個人資産の形成となるということもありますので、そこら辺はこの過疎計画に載せる、載せないは慎重に検討していかないといけないと思います。が、まずは国、県の補助制度等も確認をしながら、どういったふうな方法をやれば可能かというようなことから、まず探していきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第58号の質疑を終結します。

同意第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第4号の質疑を終結します。

これで質疑を終了といたします。

暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論・採決を行います。

報告第18号、専決処分の報告について（物損事故に係る和解について）におきましては、地方自治法第180条の規定により報告でありますので、報告のみといたします。

認定第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第1号、令和3年度仁淀川町一般会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第2号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定は原案どおり認定されました。

認定第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第3号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第4号、令和3年度仁淀川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第5号、令和3年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第6号、令和3年度仁淀川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第7号、令和3年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

認定第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第8号、令和3年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定されました。

議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第45号、西尾レントオールブルーの森整備基金条例については原案どおり可決されました。

議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第46号、和建設一和の森整備基金条例については原案どおり可決されました。

議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第47号、仁淀川町ふれあい公園キャンプ場等の設置及び管理に関する条例については原案どおり可決されました。

議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第48号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第49号、令和4年度仁淀川町一般会計補正予算(第2号)については原案どおり可決されました。

議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第50号、令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第51号、令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第52号、令和4年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第53号、令和4年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第54号、令和4年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第55号、高知県広域食肉センター事務組合規約の一部変更については原案どおり可決されました。

議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第56号、令和4年度道整備推進交付金事業林道大峠北浦線開設工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第57号、財産の取得については原案どおり可決されました。
議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第58号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更については原案どおり可決されました。

それでは、同意第4号、教育委員会委員の任命について同意を求めることを議題とします。同意第4号は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第4号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第4号、教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については議長に委任することに決定しました。

日程第8、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程を終了しました。

ここで前回、職員組合より議会に要望のありました、議員の職員へのハラスメントの件の報告をします。

2回の全員協議会を開き、議会議員全体で事件を共有し、今後どのようにしていくか継続協議しております。議会としましても、この事態を重く受け止め、8月19日に吾川郡とのハラスメントの研修にも参加し、勉強させていただきました。

しかしながら、職員とのコミュニケーションも職務上大事でございますので、性急な条例の制定などは現在は保留し、議員間で再発防止に努め、ハラスメントとなり得ないよう、今後ともお互いに気をつけていきたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしく願いをいたします。

以上で会議を閉じます。これで令和4年第5回定例会を閉会いたします。

午前11時25分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員